

答 申

第 1 審査会の結論

岐阜県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分公開決定は、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

審査請求人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成22年9月6日付けで、実施機関に対し、次の内容の公開請求を行った。

岐阜県警ホームページの身元不明遺体・平成18年・番号8、大垣市平町の揖斐川左岸にて発見。推定死亡日、平成18年7月下旬の男性遺体につき、当方において申し出で大垣警察署及び県警鑑識課において身元照合をされましたが、この身元照合の結果にかかわらず、当方においても身元照合をする必要がありますので下記につき公開を請求いたします。遺体及び遺留品の写真（写真用紙を使用した写真とする。顔、胴体、歯、靴、着衣）及び指紋記録、DNA型記録。

根拠法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、第2条・2項。行政機関の保有する情報の公開に関する法律・第3条。第5条・1項・1号・ロ。岐阜県情報公開条例、第5条。第6条・1項・1号・八。行旅死亡人取扱法・第9条

2 実施機関の決定

実施機関は、これに対し、写真原板（71コマ）（以下「対象公文書1」という。）、鑑定囑託書（平成18年8月7日付け科研第839号。以下「対象公文書2」という。）、電話録（平成18年8月24日付け鑑定結果の回答。以下「対象公文書3」という。）及び指紋照会書（岐阜県大垣警察署 平成18年第9001号。以下「対象公文書4」という。）の4件の公文書を対象公文書として特定し、公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成22年10月5日付け鑑第417号で請求者に通知した。

実施機関が、本件処分において非公開とした部分及びその理由は別表1のとおりである。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として平成22年11月29日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である岐阜県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して、審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。さらに非開示部分の内、遺体の写真（顔と胴体、歯）公開されていない着衣の写真、遺体のDNA型記録、指紋記録を開示する旨。及び、今まで公開されたものは返却しなくて良い旨の採決〔原文ママ〕を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び意見書において主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人が遺体本人の生命、財産の保護救済のため、一次的に遺体の身元を特定させるため、この遺体の写真、データの開示を求めるものである。

各項目が審査請求人の実弟と類似の状態であるが、警察は別人と判定したままであるので、さらに別項目においても身元照合をするしかないので、公開請求したものである。開示されたものは厳密に身元照合に使用するものとしては不足である。

遺体写真、着衣写真、遺体データ以外は非開示で良い。

- (2) 死者に関する情報は、近親者以外の第三者が当該遺体の身元を特定することは何の利益にもならず、事実上行われることはあり得ないので、写真は個人情報としての価値はゼロに近く、個人情報として扱うのは間違っている。

個人情報とは、一般人が通常の生活で住所、氏名が割り出せる資料と定義しなければならない。

身元不明死体では、身元判明を優先するべきで、無関係の人が見ても住所、氏名は判明せず、個人情報の範囲外である。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)第2条第2項によると、個人情報とは生存する個人の情報と定義されている。死者の情報も個人情報に含むとするのは間違い。

ここまで個人情報の範囲を拡大すると、家族の絆、人が人を助けることができなくなり、社会のすべてを公務員が支配、管理する社会となり、民主主義による主権在民は否定されることになる。

- (3) DNA型記録は数字の羅列であって、単体では個人識別不可能である。このDNA型記録で当該遺体を特定できる者は直系尊属に限られ、しかもDNA鑑定を行って初めて判明するものである。

しかも、個人を特定(近親者が判明)できたとしたらDNA型記録の保管の成果が成就されたことになり、法にも公序良俗にも触れない。

DNA型記録を公開請求するものは、事実上、近親者を名乗るものしかないはずであり、鑑定照合の結果、別人であったときは、この遺体のDNA型記録の個人情報価値はゼロであり、個人情報と言えないこととなる。

この9カ所の遺伝子座だけでは、その人の容貌、体型、病気、性格、体質、住所、氏名、年齢、職業などわかるはずもなく、個人情報としてはレベルの低いものであり、全遺伝子の何万分の1の型だけで個人情報と言えるか疑問がある。指1本の写真を個人情報というのに等しい。

- (4) 指紋について、近親者でなければ遺留品からの指紋探索ができず、指紋単体では個人情報とは言えない。人体の極一部を取り出して、それを個人情報ということは、理論的にも実務的にも大きな間違いがある。

(5) 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号。以下「行旅死亡人取扱法」という。) に「本人の認識に必要となる事項を公告すべし」とある。

条例第6条第1号ただし書イに規定する「法令及び条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するかどうかは、県、警察が云々することではなく、国が基準を示すべきである。総務省、法務省、厚生労働省と協議のうえ、答申を出されたい。この経過は答申の中に記載されたい。

(本件個人情報法令等による公予定情報に該当するという根拠は、) 行旅死亡人取扱法第9条と戸籍法第92条である。いずれも、警察官が身元照合を行うという規定ではない。

(6) 遺体本人の情報を必要とするとき、死亡した本人は公開請求ができないので、当然第三者が請求することになる。これを拒否することは、遺体本人の身体及び財産の保護、救済ができず、法の下での平等に反し、憲法違反である。

条例第6条第1号ただし書八に規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に関係がないとする解釈はあり得ない。審査請求人は二次的に不法行為による損害賠償請求も視野に入れているため、同号ただし書八に該当する。

身元不明遺体において警察がすべての家出人搜索願いと照合することは無理である。そこで、行旅死亡人取扱法9条で「公告すべし」と定めており、これこそが、条例第6条1項1号ただし書八に該当し、開示は当然である。

公益性がないと取り合わないとするのは、日本の行政の悪癖である。

(7) 条例第6条第4号該当性の判断について、県警鑑識課が警視庁、各道府県警に送付した当該遺体別資料に「事件性はないものと判断される」と記述しているので、同号に規定する犯罪捜査等情報には該当しない。

「単なる遺体の写真及び物理的データ」と「犯罪捜査に係る云々について」の違いについて峻別が曖昧である。警察が独自に書き込み記入した見解や犯罪のヒントがあれば、その部分につき黒塗りすれば良い。

写真、指紋記録、DNA型記録は、遺体本人のものであり、特殊なものではなく、どこで作成しても同じものであり、一般的に広く社会に知られていることであり、理由には当たらない。

年間3万人余りの人が自殺しており、このうちの1件の個別データが、犯罪捜査に係る云々と関係があり、証拠隠滅、将来の捜査に支障が生ずる等であることはあり得ない。

犯罪捜査等情報に該当するという警察の主張は、警察が身元不明死体を犯罪の証拠物として確保しているとする意識であり、早急に身元を判明させ遺族に引き渡そうとする意識が極めて希薄であることがよくわかる。

公開、非公開の判断は「岐阜県公安委員会及び警察本部長における公文書の公開基準」によるべき。対象公文書はこの規定に何一つ該当せず、公開は当然である。

また、同号の「実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」の「相当の理由」とは、(一般的な支障またはおそれよりも) さらに一段高い理由を必要とする趣旨である。

第4 諮問庁の主張

審査請求人が審査請求書において公開を求める部分について、諮問庁が公開決定等理由説明書

及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。なお対象公文書2には、審査請求人が審査請求書において公開を求める部分は含まれていない。

1 本件身元不明遺体について

審査請求人が請求内容において「岐阜県警察ホームページの身元不明遺体のうち、平成18年番号8」とする身元不明遺体は、平成18年8月5日に岐阜県大垣市平町地内揖斐川左岸河川敷において発見され、死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）に基づき死体見分が行われた男性遺体であり、岐阜県警察が開設する岐阜県警察ホームページ（以下「県警ホームページ」という。）内の「身元不明遺体の身元捜査」に掲載されている「平成18年番号8」の身元不明遺体である。

2 本件処分について

(1) 対象公文書1について

当該公文書は、本件身元不明遺体の死体見分に際して撮影された写真原板（写真フィルム）であり、死体発見時の状況、死体の特徴及び着衣等を撮影した全71コマの記録である。

ア 条例第6条第1号該当性について

当該公文書は、死体、その着衣等のありのままの状態が鮮明に撮影されているものであって、全体が死者に関する情報であるとともに、このような画像は身元が判明しているか否かにかかわらず、通常、人目にさらされるべきものではない。また、条例第6条第1号の「個人」は、生存している個人に限定されず、死者についても名誉等の人格権的利益は保護されるべきものであって、死者に関する情報が記録されている公文書についても、原則として公開されるべきではない。

従って、例え現在、身元が判明していなくとも、今後その身元が判明する可能性を残しているのであって、特定個人の名誉等の人格権的利益を害するおそれがあるため、本号に該当する。

なお、当該公文書全71コマのうち、公開することとした7コマについては、県警ホームページにおいて身元確認の必要性から一般に広く公表している着衣等の一部であるズボンと靴を撮影したものであることから、本号ただし書イに該当する情報として、公開することとしたものである。

イ 条例第6条第4号該当性について

死体見分に当たっては、犯罪死体と非犯罪死体を識別するための着眼をもって慎重に行われるものであり、写真の撮影もその着眼する部位等が撮影されており、変死体（死因が犯罪に起因する疑いのある又はこれが不明な死体）に対する司法検視であっても、非犯罪死体に対する行政検視であってもそのポイントに相違はない。

当該公文書にあっても、この着眼をもって撮影されたものであり、これを公開すれば、死体見分官においてこの種の事案の犯罪性の判断に際し着眼点が白日の下となり、犯罪行為を敢行又は企図する者が対抗措置や防衛措置を講じ、証拠隠滅を図ることなどが十分に予測される。

さらに、本件における非犯罪死体との判断は、調査等の結果、その判断時点において判明し把握し得た情報をもとに行ったものであり、後の特段の事情により犯罪に係わると疑われる事実が判明した場合には、改めて捜査が開始されることになる。現に自殺や事故を装った犯罪が多く存在することから、その判断が将来変更される可能性を否定することはできない。

殊に本件は身元不明死体であって、身元が判明した場合には、その時点で再調査が行われることからすると、身元判明死体と比較して、後に特段の事情が生じる可能性が高いと言える。そうであるとする、当該公文書が公開されれば、仮に本件身元不明遺体の死が犯罪に起因するものであった場合には、その犯罪に係わった者において、公開された情報をもとにして、証拠隠滅等の隠蔽工作や、その他の対抗措置、防衛措置を講じるおそれがあり、将来の捜査及び公訴維持に多大な支障を生ずるおそれがあるといえることができる。

従って、当該公文書は、犯罪の予防、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため、本号に該当する。

なお、当該公文書全71コマのうち、公開することとした7コマについては、前述のとおり身元確認の必要性を考慮したうえで県警ホームページにおいて公表しているものであり、本号に照らしても公開することとしたものである。

また、本号の「実施機関が認めることにつき相当の理由がある」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等に支障を及ぼすおそれの有無についての判断は、その性質上、犯罪や捜査等に関する将来の予測も含む専門的、技術的判断を要するという特殊性があることから、実施機関の第一次的な判断を尊重すると解されるものである。

(2) 対象公文書3について

当該公文書は、本件身元不明遺体に係る鑑定嘱託に対して、岐阜県警察本部刑事部科学捜査研究所長から大垣警察署長になされた回答であり、本件身元不明遺体の血液型及びDNA型記録に関する情報が記録されている。

当該公文書において非公開とした部分のうち、審査請求人が審査請求書において公開を求める部分は、本件身元不明遺体のDNA型記録である。DNA型鑑定は、ヒトの細胞内に存在するDNA(デオキシリボ核酸)の塩基配列の多型性に着目し、これを分析することによって、個人を高い精度で識別する鑑定法であり、DNA型記録は個人識別上の最たる情報となるものである。

当該公文書にはDNA型鑑定で活用される特定DNA型である「D3S1358型」から「MCT118型」までの11座位について、そのDNA型を鑑定した結果が記録されており、これは本件身元不明遺体に係るDNA型記録である。また、前述のとおり、例え現在、身元が判明していなくとも今後その身元が判明する可能性を残しているのであって、当該DNA型記録は特定個人の識別情報であり、条例第6条第1号の非公開情報に該当する。

なお、ABO式血液型の鑑定結果については、県警ホームページにおいて公表していることから、前述のとおり、同号ただし書イに該当する情報として、公開することとしたものである。

(3) 対象公文書4について

当該公文書には本件身元不明遺体から採取した「右中指」及び「右母指」の指紋が押なつされており、当該指紋について、警察庁犯罪鑑識課に対して照会するために作成されたものである。

指紋は、「万人不同」及び「終生不変」の特性を有し、個人を識別するための資料として極めて有用な情報であることから、DNA型記録と同様に、個人識別上の最たる情報で

あり、条例第6条第1号の非公開情報に該当する。

3 その他の審査請求人の主張についての説明

(1) 条例第6条第1号ただし書イ該当性について

行旅死亡人取扱法における公告については、市町村において対応されるものであるが、本件身元不明遺体に関し、本件非公開情報（死体の写真、DNA型記録、指紋）が公告されている事実は確認できず、条例第6条第1号ただし書イに規定する、慣行として公にされた情報には該当しない。

(2) 条例第6条第1号ただし書ハ該当性について

条例第6条第1号ただし書ハについては、請求に係る公文書に記録された個人に関する情報について、プライバシー等を保護する必要性と公開することによって実現される人の生命、健康、生活又は財産の保護といった公共の利益とを総合的に勘案した上で、公共の利益を優先させる必要がある場合には、当該公文書を公開しなければならないというものである。

現時点において公共の利益を優先させる特段の事情は認められず、また、審査請求人の個別の事情が考慮されるものではないことから、同号ただし書ハに該当するとは言えない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件公開請求及び審査請求の趣旨等について

公開請求書の記載から、岐阜県警ホームページの身元不明遺体のうち、平成18年番号8に係る遺体及び遺留品の写真（写真用紙を使用した写真とする。顔、胴体、歯、靴、着衣）、指紋記録並びにDNA型記録を求めるのが、本件公開請求の趣旨であると解される。

2 本件処分に係る具体的な判断について

実施機関が非公開とした部分のうち、審査請求人が公開すべきと主張する部分は、審査請求書及び意見書の記載から、遺体写真、着衣写真、遺体のDNA型記録及び指紋記録（以下「本件非公開情報」という。）であると認められるので、当該部分に係る処分の妥当性について、以下のとおり判断する。

(1) 条例第6条第1号本文該当性について

ア 条例第6条第1号本文の趣旨について

条例第6条第1号本文は、非公開情報について「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。

イ 死者に関する情報の個人情報性について

本件非公開情報は、いずれも身元不明遺体に関する情報であるので、死者に関する情報が本号にいう「個人に関する情報」に含まれるか否かについて検討する。

このことについて審査請求人は、行政機関個人情報保護法第2条第2項によると、

「個人情報」とは生存する個人の情報と定義されているため、死者の情報も個人情報に含むとするのは間違いであると主張する。

一方、諮問庁は、条例第6条第1号の「個人」は、生存している個人に限定されず、死者についても名誉等の人格権的利益は保護されるべきであると主張している。

当審査会で検討したところ、確かに行政機関個人情報保護法第2条第2項は、審査請求人の主張するとおり、「この法律において『個人情報』とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」と規定している。同法は、個人情報の取扱いに関連する個人の権利利益を保護することを目的とするものであるが、本人関与等により権利利益の保護を求めることができるのは生存する個人であることから、同法における「個人情報」の範囲を「生存する個人に関する情報」に限ったものであると認められる（総務省行政管理局監修、社団法人行政情報システム研究所編集「行政機関等個人情報保護法の解説」平成17年）。

しかし、岐阜県情報公開条例解釈運用基準では、非公開とする「個人に関する情報」の「個人」を、明文上、生存している個人に限定していないことについて、「死者にプライバシーなるものが認められるかどうかは別として、死者についても名誉等の人格権的利益は、一定の範囲において法律上保護すべきものとされているから」としている。また、同趣旨の規定である行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号の規定についても、「生前に本号により不開示であった情報が、個人が死亡したことをもって開示されることとなるのは不適當である」から「個人に関する情報」の「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれるとされる（総務省行政管理局「詳解 情報公開法」）。

よって、本号の「個人に関する情報」には死亡した個人に関する情報も含まれると解すべきである。

ウ 遺体写真及び着衣写真の条例第6条第1号本文該当性について

審査請求人は、本件身元不明遺体に係る遺体及び着衣の写真について、近親者以外の第三者が当該遺体の身元を特定することは何の利益にもならず、事実上行われることはあり得ないので、個人情報としての価値はゼロに近く、個人情報として扱うのは間違っていること、さらに、個人情報は一般人が通常の生活で住所、氏名が割り出せる資料と定義しなければならないところ、身元不明死体では、無関係の人が見ても住所、氏名は判明せず、個人情報の範囲外であること等を主張する。

一方、諮問庁は、これらの写真には、死体、その着衣のありのままの状況が鮮明に撮影されているものであつて、全体が死者に関する情報であるとともに、このような画像は身元が判明しているか否かに係わらず、通常、人目にさらされるべきものではなく、例え現在、身元が判明していなくとも今後その身元が判明する可能性を残しているのであるから、特定個人の名誉等の人格権的利益を害するおそれがあるため本号に該当すると主張する。

このことについて当審査会で対象公文書を見分して検討したところ、当該公文書には、死体、その着衣のありのままの状況が鮮明に撮影されており、全体が死者に関する情報であるとともに、このような画像は身元が判明しているか否かに係わらず、通常、人目にさらされるべきものではないことから、例え現在、身元が判明していなくとも今後そ

の身元が判明する可能性を残している以上、特定個人の名誉等の人格権的利益を害するおそれがあるものと認められる。

よって、本件遺体写真及び着衣写真は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの、又は特定の個人を識別することはできないとしても、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、本号本文に該当すると判断する。

エ DNA型記録及び指紋記録の条例第6条第1号本文該当性について

審査請求人は、DNA型記録及び指紋記録のいずれについても、単体では個人識別不可能であること、これらの公開を請求するのは事実上、近親者を名乗る者に限られ、鑑定照合の結果、身元が判明すれば記録の保管の成果が成就されたことになり、法にも公序良俗にも触れない一方、鑑定照合の結果、別人であったときは、これらの記録の個人情報価値はゼロであり、個人情報と言えないことを主張する。

このことについて審査会で検討したところ、DNA型記録には個人の遺伝上の情報が含まれていること、また、指紋は「万人不同」及び「終生不変」の特性を有していることから、いずれによる鑑定も個人を高い精度で識別する方法として犯罪捜査や裁判において利用されており、DNA型記録及び指紋記録は個人識別上の最たる情報であると認められる。よって、これらの記録は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当するものと認められる。

なお、死亡した個人に関する情報が本号本文に該当することについては、上記イで判断したとおりである。

(2) 条例第6条第1号ただし書イ該当性について

ア 条例第6条第1号ただし書の趣旨について

条例第6条第1号ただし書イは、同号本文に規定する個人情報であっても、法令等の定めにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報については、公開しても社会通念上個人のプライバシー等を侵害するおそれがないと認められる情報、又はおそれがあるとしても受忍限度の範囲内にとどまるものと認められる情報であると考えられることから、公開しなければならないとする趣旨である。

イ 条例第6条第1号ただし書該当性について

審査請求人は、行旅死亡人取扱法第9条に「行旅死亡人ノ住所、居所若ハ氏名知レサルトキハ市町村八其ノ状況相貌遺留物件其ノ他本人ノ認識ニ必要ナル事項ヲ公署ノ掲示場ニ告示シ且官報若ハ新聞紙ニ公告スヘシ」と規定されていることから、本件身元不明遺体に関する情報は本号ただし書イに該当すると主張する。

一方、諮問庁は、本件身元不明遺体に関し、本件非公開情報が公告されている事実は確認できないため、本号ただし書イには該当しないと主張している。

このことについて当審査会で調査したところ、本件身元不明遺体については県警ホームページで公表されている情報の他、平成18年9月5日付け官報号外第202号で大垣市長がその状況、相貌及び遺留品について公告しているが、いずれにも、本件非公開情報は掲載されていなかった。また、審査請求人が主張する戸籍法(昭和22年法律第224号)第92条は、本籍不明者、認識不能者の死亡に関する報告又は届出に関する規定であるが、条文中に身元不明遺体に関する情報を公にすることについての定めはない。よって、本件非公開情報は本号ただし書イには該当しないものと認められる。

(3) 条例第6条第1号ただし書八該当性について

ア 条例第6条第1号ただし書の趣旨について

条例第6条第1号ただし書八は、同号本文に規定する個人情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産の保護の観点から、非公開とすることにより保護される個人のプライバシー等の利益より、公開することにより保護されるこれらの公共の利益が優越すると認められる場合には、公文書を公開しなければならないとする趣旨である。

イ 条例第6条第1号ただし書八該当性について

審査請求人は、死亡した本人は公開請求ができないので、第三者が公開を請求しなければ遺体本人の身体及び財産の保護、救済ができないこと、二次的に不法行為による損害賠償請求も視野に入れていること、身元不明遺体について警察がすべての家出人捜索願と照合することは無理であるから情報公開により広く社会に知らせるべきであること等を理由に、本号ただし書八に該当し、公開すべきであると主張する。

これに対して諮問庁は、現時点において公共の利益を優先させる特段の事情は認められず、また、審査請求人の個別の事情が考慮されるものではないことから、同号ただし書八に該当するとは言えないと主張する。

このことについて審査会で検討したところ、本件非公開情報が本号本文に該当することについては上記(1)のとおりであるから、これらを本号ただし書八に該当するものとして公開するためには、公開することにより実現される人の生命、健康、生活又は財産の保護といった公共の利益が、非公開とすることにより保護される個人のプライバシー等の利益より優越すると認められなければならない。

しかし、審査請求人が主張するところの本件非公開情報を公開することによって保護される利益は審査請求人又はその実弟の限られた利益にとどまり、公共の利益とまではいえない。

また、審査請求人が本号ただし書八の根拠とする行旅死亡人取扱法第9条の規定について審査会で見分したところ、同条は行旅死亡人に関する情報の告示及び公告の手続を規定したにすぎず、公共の利益の保護を目的とする規定であるとは認められないことから、条例第6条第1号ただし書八の根拠とはなり得ないものである。よって、本件非公開情報は本号ただし書八には該当しないものと認められる。

以上より、本件非公開部分は条例第6条第1号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しないものであるから、他の非公開事由についての該当性を判断するまでもなく、非公開とした本件処分は、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件身元不明遺体が実弟であり、その身元照合の必要性があること、また身元照合に関する実施機関の対応等に関すること等を主張しているが、当審査会は本件審査請求に係る実施機関の決定が条例の規定に照らして適切であったか否かを判断する場であって、当該主張はいずれも公文書公開請求に対する公開の可否の判断基準とはなり得ないものであり、失当である。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成22年12月24日	・ 諮問庁から諮問を受けた。
平成23年 2 月16日	・ 諮問庁から公開決定等理由説明書を受領した。
平成23年 2 月23日	・ 審査請求人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成23年 3 月11日	・ 審査請求人から意見書を受領した。
平成23年 5 月16日 (第97回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。
平成23年 6 月 6 日 (第98回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。 ・ 諮問庁から口頭意見陳述を受けた。
平成23年 7 月13日 (第99回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	粟津 明博	朝日大学法学部教授	
	加藤 千鶴	弁護士	
	桑原 一男	行政書士	
	三井 怜子	岐阜県商工会女性部連合会理事	
会 長	森川 幸江	弁護士	

(五十音順)

(別表1)

非公開とした部分	非公開理由
写真原板71コマのうち64コマ	条例第6条第1号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができ、または特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 条例第6条第4号に該当 犯罪捜査に係る着眼点、捜査手法及び関心事項に関する情報であって、開示することにより、犯罪行為を敢行または企図する者が対抗措置や防衛措置を講じ、証拠隠滅を図る等、将来の捜査に支障が生じるおそれがあると認められるため。
鑑定嘱託書(平成18年8月7日付け科研第839号)のうち 1 決裁欄の印影の一部 2 発見年月日欄の印影 3 資料取扱者欄に記載された警察官の氏名とその印影及び電話番号 4 下部欄外に記載された警察官の姓とその印影	条例第6条第1号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。 なお警部補以下の警察官または同相当職以下の警察職員の氏名に関する情報は、岐阜県情報公開条例第6条第1号口に規定する警察職員に関する規則(平成14年岐阜県公安委員会規則第4号)で定める職員の氏名に関する情報である。
鑑定嘱託書のうち 1 発生場所欄に記載された情報の一部 2 死者欄に記載された情報の一部 3 事件概要欄に記載された情報の一部	条例第6条第1号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができ、または特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。
電話録(平成18年8月24日付け鑑定結果の回答)のうち 1 決裁欄の印影の一部 2 発信者欄に記載された警察職員の姓とその印影 3 受信者欄に記載された警察官の姓	条例第6条第1号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。 なお警部補以下の警察官または同相当職以下の警察職員の氏名に関する情報は、岐阜県情報公開条例第6条第1号口に規定する警察職員に関する規則(平成14年岐阜県公安委員会規則第4号)で定める職員の氏名に関する情報である。
電話録(平成18年8月24日付け鑑定結果の回答)のうち、「別表1.資料(1)のA B O式血液型及びDNA型検査結果」に記載された情報の一部	条例第6条第1号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができ、または特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。

<p>指紋照会書（岐阜県大垣警察署 平成18年第9001号）のうち、スタンプ印内に記載された警察職員の姓</p>	<p>条例第6条第1号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。 なお警部補以下の警察官または同相当職以下の警察職員の氏名に関する情報は、岐阜県情報公開条例第6条第1号ロに規定する警察職員に関する規則（平成14年岐阜県公安委員会規則第4号）で定める職員の氏名に関する情報である。</p>
<p>指紋照会書（岐阜県大垣警察署 平成18年第9001号）のうち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 死体発見場所に記載された情報の一部 2 死因欄に記載された情報 3 右中指回転印象欄及び右母指回転印象欄に印象された指紋 	<p>条例第6条第1号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができ、または特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p>